

令和 4 年 12 月 6 日

第 8 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 6 日（初 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字豊浜地内における交通事故））
- 日程第 5 議案第 55 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 6 議案第 56 号 財産の購入について（タブレット端末機器 90 台）
- 日程第 7 議案第 57 号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 58 号 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 59 号 南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 60 号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 61 号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 62 号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 63 号 南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 64 号 南知多町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 65 号 令和 4 年度南知多町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 16 議案第 66 号 令和 4 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 67 号 令和 4 年度南知多町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 請願第 5 号 「日本政府に、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	森 宏子	2番	山本 優作
3番	鈴木 浩二	4番	片山 陽市
5番	小嶋 完作	6番	内田 保
7番	石垣 菊蔵	8番	服部 光男
9番	藤井 満久	10番	吉原 一治
11番	榎戸 陵友	12番	石黒 充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石黒 和彦	副 町 長	中川 昌一
総務部長	高田 順平	総務課長	坂口 増和
防災危機管理室長	石黒 俊光	税務課長	内田 純慈
企画財政課長	滝本 功	まちづくり推進室長	山本 剛資
建設経済部長	滝本 恭史	建設課長	山本 剛
産業振興課長	奥川 広康	水道課長	坂本 有二
厚生部長	大岩 幹治	住民福祉課長 兼保険年金室長	山下 忠仁
健康介護課長	田中 直之	健康子育て室長	相川 和英
環境課長	富田 和彦	教育長	高橋 篤
教育部長	鈴木 淳二	学校教育課長	鈴木 和芳
社会教育課長	森 崇史	学校給食 センター所長	宮地 利佳
会計管理者 兼会計課長	山本 有里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美保 主 幹 田 中 達 也

[開会 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を12月定例町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年同様、今年もコロナの話題で1年が過ぎようとしておりますが、1日に発表された新語・流行語大賞には村神様、特別賞には夏の甲子園、加えて真夜中のキックオフ、ワールドカップ、ベスト8は4年後に持ち越されましたが、私たちにスポーツを通じて夢と希望、そして元気を届けてくれました。感動をありがとうの一言でございます。

そして、議員の皆様には、多忙な中での師走の議会定例会、円滑な議会運営に御協力をよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、令和4年8月から10月までの例月出納検査結果報告の提出がありました。議案とともに送付しておりますので、御承知をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、小嶋完作議員、6番、内田保議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきまして報告させていただきますとともに、お願いを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者は10月中旬から増加に転じ、第8波に入ったと言われております。町内の感染状況は公表されておりませんが、小学校で学級閉鎖が行われるなど感染が拡大しております。

現在、愛知県全域で厳重警戒での感染防止対策により、感染拡大の抑制に取り組んでおります。町民の皆様におかれましては、年末年始を迎え、御家族や友人と集まる機会が多くなるかと思いますが、引き続き3つの密を避けるなど新しい生活様式を実践するとともに、徹底した感染防止対策の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスのオミクロン株対応ワクチン接種につきましては、9月末より接種を開始し、11月末現在5,382人、対象者の37.5%の方が接種を終えております。愛知県全体の接種率よりは上回っておりますが、感染予防・重症化予防のため、まだ接種がお済みでない町民の皆様は、ワクチンを接種いただきますようお願いいたします。

今後も感染状況により必要な対策を講じてまいりますので、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻せるよう御協力をお願い申し上げます。

次に、令和4年度の町防災訓練の実施につきまして、御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、昨年度と同じく、町民の方が参加する各地区での防災訓練は中止が続いておりましたが、11月13日には大井、片名、師崎地区の合同防災訓練を地元区の役員の皆様、町議会議員の皆様の御協力の下、町民125人の参加を得て行うことができました。訓練では、災害対応トイレの組立てや段ボールベッドの組立て、防災講話などが行われ、参加の皆様には熱心に訓練に取り組んでいただきました。

また、町職員の訓練としましては、11月29日に災害対策本部運用訓練と本部員会議訓練を行い、町職員の災害対応力の強化、危機管理意識の向上に取り組みました。そのほかにも、地域の自主防災組織が行う津波避難訓練が11月27日に内海地区と師崎区で行われています。今後も引き続き命を守る防災対策を推進してまいります。

最後に、9月の議員懇談会におきまして御説明いたしました旧師崎保育所の売却につきまして御報告申し上げます。

旧師崎保育所は、令和3年4月から現在まで未利用となっております。このたび南知多町公有財産利活用基本方針に基づき、その活用方法を検討いたしました結果、財産の有効活用と税外収入を確保するため、民間事業者等への売却を推進することとなりました。

施設の売却に当たっては、施設周辺の地域活性化や地域福祉の向上を期待するため、公募型プロポーザル方式によりまして、民間事業者等の創意工夫による意欲的な提案を受け、売却後の土地利用計画などを選定することといたしております。

12月1日より、公募型プロポーザル方式による売却概要の公告を開始いたしました。令和5年2月15日までの申込受付期間を経て、2月下旬までに優先交渉権者を決定の上、3月中に売買契約を締結する予定でございます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告1件及び人権擁護委員の推薦についてをはじめ13議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第7号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字豊浜地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し、和解をすることにつき地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第55号の人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員5名のうち、1名の方が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として1名の方を法務大臣に推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

議案第56号のタブレット端末機器90台の購入につきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第57号の南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定につきましては、太陽光発電設備の設置及び管理について、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全を図り、町民の安全で安心な生活に寄与すること及び事業者と地域住民等が良好な関係を保ち、事業が行われるようにするため、新たに条例を制定するものであります。

議案第58号の南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定につきましては、安定的な漁業集落排水事業の構築を目指し、地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第59号の南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例につきましては、南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例が令和5年4月1日に施行されることに伴い、現行条例の全部を改正するものであります。

議案第60号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第62号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に併せ、一般職の職員の給与改定を実施するとともに、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年引上げ後における60歳を超える職員の給与に関する特例等に関し、必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第63号の南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号の南知多町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の2議案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関し、必要な事項を定めるため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第65号は、令和4年度南知多町一般会計補正予算（第8号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,231万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,119万6,000円とするものであります。

議案第66号は、令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,549万4,000円とするものであります。

議案第67号は、令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予定額を131万5,000円減額し、6億9,527万円に、また資本的支出の予定額を155万3,000円増額し、2億7,090万8,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字豊浜地内における交通事故））

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字豊浜地内における交通事故））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、報告第7号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

データの4ページを御覧ください。

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字豊浜地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和4年11月4日付で専決処分いたしましたので、御報告するものでございます。

1の相手方の名称につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和4年4月14日午後4時20分頃、職員が南知多町大字豊浜地内の道路において、公用車を左折する際に状況確認を怠り、相手方が管理するガードレールに接触させ、当該ガードレールを損傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は17万8,823円でありまして、和解の内容は、町は相手方が管理する道路において、交通事故に起因する損傷物の原状復旧をするものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 議案第55号 人権擁護委員の推薦について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、議案第55号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第55号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いて、候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣から委嘱されるものであります。

今回5名の委員のうち、内海地区の河合高さんが令和5年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、その後任の候補者として人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある百合草雅史さんを新任で人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

百合草雅史さんは、現在会社役員を務めており、平成23年度には内海中学校PTA副会長、平成24年度から平成28年度には内海中学校評議員を歴任されました。なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第55号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

日程第6 議案第56号 財産の購入について（タブレット端末機器90台）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第56号 財産の購入について（タブレット端末機器90台）についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

議案第56号 財産の購入につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの7ページを御覧ください。

1. 提案の理由は、タブレット端末機器90台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからでございます。

2. 財産の概要は、タブレット端末機器90台を南知多町役場総務課に令和5年2月28日までに納入するものでございます。

契約金額は2,168万7,820円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は197万1,620円でございます。

契約の相手方は、名古屋市中区栄1-12-17、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社でございます。

入札につきましては、去る11月14日に指名競争入札にて実施したものであります。

なお、次のページには、入札の結果をつけてございます。また、その次のページには、参考資料として物品の概要をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、タブレット入札に関しての質問をさせていただきます。

指名入札業者7名を指名しております。これまでの指名数より多いものとなっておりますが、その理由は何かあったら教えてください。

それから、その中でも辞退した業者が4者ございます。その具体的な理由はつかんでいるのでしょうか。

3点目です。前回も私、入札で問題にしましたけれど、指名した入札業者から契約規則の第9条に基づいて、100分の5の入札保証金は納めさせているのでしょうか、そしてまた還付されているのでしょうか。もし納めさせなかった場合ならば、その理由を教えてください。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの内田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、指名業者を7者にした理由はということでございますが、これまでの町のこういったパソコン等の入札におきましても、同等ぐらいの指名業者を指名しておりますの

で、この7者でさせていただきました。

あと2つ目、4者の辞退があったが、その辞退理由はということですが、その辞退理由については、ちょっと私は今は把握をしておりません。

そして最後、入札保証金につきましては、財産規則の入札免除の規定によりまして入札を免除としております。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員。

○6番(内田 保君)

入札保証金の納付の免除は、契約規則第11条です。どんなことが書いてあるかという
と、一般競争入札に参加しようとする者が……。

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員に申し上げます。わざわざ読まなくてもいいと思いますので、簡略して願
いします。

○6番(内田 保君)

詳しくやるためにやっています。

特にそこにありますように、過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模
を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行し、かつその者が
契約締結しないことがないというおそれがないと認められるときと、こういうふうにな
っていますので、この7者全部にそのことをしっかりと確認しているのでしょうか、保
証金を取らんでいいということ。

○議長(石垣菊蔵君)

企画財政課長。

○企画財政課長(滝本 功君)

ただいまの内田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

7者いずれも入札参加資格申請を出されて、それを通った、適格な業者であるとい
うことを認められておる業者でございますので、過去におきましてもそういった実績があ
るといいますか、そういった履行されないおそれはないということを認められますので、
そういった理由から入札保証金は免除とさせていただきます。以上でございます。

○議長(石垣菊蔵君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第57号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第57号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について、制定理由の説明を申し上げます。

データの24ページ、制定理由の説明を御覧ください。

1の制定の理由ですが、太陽光発電設備の設置及び管理について、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全を図り、町民の安全で安心な生活に寄与すること及び事業者と地域住民等が良好な関係を保ち、事業が行われるようにするため、条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の主な内容ですが、1つ目は、事前届出に関する規定としまして、事業の調整を行う事業者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならないとするもので、第9条関係であります。

2つ目は、地域住民等への周知及び説明会の開催等に関する規定としまして、事業者は、事業の調整を行う前に地域住民等に対して規則で定める事項を周知し、地域住民等

から事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならないとするもので、第10条関係であります。

3つ目は、地域住民等の協定の締結に関する規定としまして、地域住民等は、事業に対して災害防止等に関し必要な事項について、事業者が協定の締結を求めることができるとするもので、第11条関係であります。

4つ目は、事業計画の届出に関する規定としまして、事業計画の認定通知の写しを町長に提出した事業者は、事業の計画に定める事業に係る工事に着手するまでの間に、再度住民等説明会の開催要請があった場合は、住民等説明会を開催し、地域住民等の理解を得るよう努めなければならないとするもので、第13条関係であります。

次のページを御覧ください。

3の施行期日等ですが、1つ目の施行期日は令和5年2月1日であります。

2つ目の適用区分ですが、この条例の規定は施行の日である令和5年2月1日以後に、事業者が行う事業のうち、建築物の屋根または屋上に設置するものを除く全ての事業に適用するものであります。

3つ目の経過措置ですが、これは、この条例の施行の日である令和5年2月1日までに、既に事業を開始している事業者に対し、この条例の趣旨にのっとり地域住民の理解を得られるよう、この条例に定める手続等を例として、できる限りの対応をするよう配慮を求めるものであります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今回の条例案は、住民説明会、協定締結の明確化……。

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員に申し上げます。これは所管委員会でございますので、委員会で質問をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○6番（内田 保君）

そうですか、分かりました。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第58号 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第58号 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第58号 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定につきまして、制定理由の御説明を申し上げます。

データの31ページ、制定理由の説明を御覧ください。

1の制定の理由は、安定的な漁業集落排水事業の構築を目指し、地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するため、条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の主な内容につきましては、(1)南知多町漁業集落排水事業の設置に関する規定（第1条関係）は、南知多町漁業集落排水事業の設置をするものであります。

次に、(2)地方公営企業法の財務規定等の適用に関する規定（第2条関係）は、地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものであります。

次に、(3)経営の基本に関する規定（第3条関係）は、経営の基本について定めるとともに、漁業集落排水事業の処理施設等について定めるものであります。

次に、(4)重要な資産の取得及び処分に関する規定（第4条関係）は、地方公営企業法第33条第2項の規定により、取得及び処分について予算で定めなければならないとされる重要な資産の種類及び金額について定めるものであります。

次に、(5)議会の同意を要する賠償責任の免除に関する規定（第5条関係）は、地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定による議会の同意を要する賠償責任について定めるものでございます。

次に、(6)議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等に関する規定（第6条関係）は、地方公営企業法第40条第2項の規定により、議会の議決を要する負担付きの寄附または贈与の受領金額等について定めるものであります。

次のページを御覧ください。

(7)業務状況説明書類の作成に関する規定（第7条関係）は、地方公営企業法第40条の2第1項の規定による業務状況説明書類の作成について定めるものでございます。

次に、3の施行期日等を御覧ください。

(1)の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

(2)は、南知多町漁業集落排水事業特別会計設置に関する条例（平成8年南知多町条例第2号）を廃止するものでございます。

(3)は、南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例の一部を改正するものでございます。

参考資料としまして、新旧対照表を添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

公営企業法に関わって、先日、議会全員協議会の場でもちょっと説明があったんですけど、それに関わって質問いたします。

1点目、費用総額は1億1,960万円と、そのぐらいお金がかかっているということで、特に企業会計移行上の支援業務が1,458万円もかかっております。これはなぜそんなにお金が、支援業務に1,500万円近くもかかるのかと。

2点目、例規集の整備事業があつて、そのときの説明では、一部適用では165万円と、例規集を変えるだけで165万円もどうしてそんなにかかるのかと、単純な質問です。

3点目、法的化の目標は、いわゆる経営状況と財政状況の安定化と、一部適用を国も推進しているからやるんだということをおっしゃっておりますけど、これだけのお金がかかることへわざわざやる必要があるのかと。国からかなりのペナルティーがあるのかどうか、そこら辺のことについても3点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（石垣菊蔵君）

答弁する前に、水道課のほうに確認します。

今の予算の金額というのは当初に載っているんですか、今載っているんですか。その辺のところ、もし当初に載っておる場合であれば、今1番目の質問は答弁の必要はありません。併せてお願いします。

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

ただいまの御質問に関しての内容でございますが、支援業務等については、当初予算で載せてある事業でございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

3点御質問があつた1点目、支援業務の必要性というところについても当初予算で載せてございますし、2点目の例規集についても同様でございます。

最後の一部適用をやる必要があるのかというところと国のペナルティーがないのかという御質問に対して、答弁のほうをさせていただきます。

一部適用、今回の法的化の目的に関しましては、漁業集落事業の安定した経営というところで公営企業法を適用することによりまして、損益計算書、貸借対照表等も作成されまして、経営の方向性や企業活動の全体像を把握することができることが大きなメリットと考えておりますので、移行をすることについては適切であると考えております。また、国のペナルティーについては特にございません。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

一部適用の問題について詳しい説明というか、そういうことがなかったと思うんですよ。165万円、そんなにかかるのはなぜなのかということについての説明がなかったと思うんですね。だから、そこら辺は……。

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員に申し上げます。当初予算に出た内容については、この場で質問は認めません。

○6番(内田 保君)

いや、その当初予算でも分からないまま……。

○議長(石垣菊蔵君)

質問はそのときにすべきであって、別途この会議以外で確認をお願いいたします。以上です。

○6番(内田 保君)

ちょっと待ってくださいね。

○議長(石垣菊蔵君)

当初予算に載ったものを今なぜ12月議会で質問するんですか。

○6番(内田 保君)

分からないから。

○議長(石垣菊蔵君)

そんなことを言ったら一年中質問ができます、当初予算に。議会はそういうものではありません。

○6番(内田 保君)

ちょっと待ってください。

○議長(石垣菊蔵君)

いや、できません。議事進行、もし意見があったらここで中断しますが、議会にはしません。いいですか。

○6番(内田 保君)

分かりました。また、じゃあ後からお聞きします。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第59号 南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第9、議案第59号 南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第59号 南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの40ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例が令和5年4月1日に施行されることに伴い、南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する必要があるからであります。

次に、2の改正の主な内容は、(1)条例名の変更は、「南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例」に改正するものでございます。

(2)使用料の算定方法に関する規定（第10条関係）は、漁業集落排水施設使用料を定めるものでございます。ア、基本使用料（1月につき）が排水量10立方メートルまでを1,152円から1,200円に改め、イ、超過使用料（1月につき）は、1立方メートルにつき

141円を150円に改めるものであります。

次に、3. 施行期日等は、(1)施行期日を令和5年4月1日からと定め、(2)経過措置は、南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に確定する使用料から適用され、施行日前から継続して排水施設を使用している場合で、施行日以後初めて確定する使用料については、この限りではないことを定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

値上げ問題についてちょっと質問します。

議会全員協議会でも説明がちょっとありましたけれど、検討会議が5回開かれております。1か月平均約201円の値上げと、5回目の検討会議が28人でした。日間賀島全体に関わる内容でありまして、日間賀島島民の声をもうちょっとたくさん聞くことが必要でなかったかと。とりわけ下水道問題については、今後も日間賀島に住んでみえる方々の共通の課題です。だから、そういう共有する機会をもっと設定すべきではなかったかということが、これが1点。

2点目ですけど、このリスクのある下水道事業ですが、導入したときに一般の町民の浄化槽料金に合わせるという、確認事項というか、そういうふうなものにするんだということとは既に最初からあったんでしょうか、その2点お伺いしたいと思います。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

ただいまの内田議員からの質問でございますが、1点目でございます。

島の住民ともっと共有すべきじゃないかという御質問でございます。

その料金の値上げについては、とてもシビアなものでございますので、議員のおっし

やる意味は分かります。そのために日間賀島地区下水道の管理運営委員会というものについては、そのための組織でございまして、特に値上げ等の検討についても、組織の役割としては、3年に1度料金の見直し等もやっていくというところで規約に書いてございますので、そちらで問題ないと考えております。

2点目でございますが、今回の値上げについては、一般の個別の浄化槽と同じ4万5,000円に合わせるというところで算定しておりますが、それについては町民の均衡を図るというところで今回値上げをしたわけでございますが、当初についてはそのような考え方も一部あったかと思いますが、基本的な考え方としては、維持管理費を全て使用料で賄うという計算で算定しておるものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての2件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

データの44ページの提案理由の説明書を御覧ください。

1の改正の理由であります。

人事院は、令和4年8月8日に民間給与との較差を埋めるため、平均0.3%俸給表の水準を引き上げるなどの給与勧告を行いました。これにより本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容であります。

(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第2項関係の改正であります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係の改正であります。

改正の内容は、期末手当の支給割合について、令和4年12月期は0.05月分引き上げ、令和5年6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.65月分とし、均等とするものであります。

次の表は、期末手当の6月期、12月期を区分ごとに年間の合計支給割合を表したものであります。

3の施行期日等は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行し、第1条の規定は令和4年12月1日から適用するものでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表が添付してありますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

3点お聞きします。

1つ目は、今回の提案は、特別職の報酬審議会に係るべき内容だと私は思いますが、南知多町特別職報酬等審議会を開き検討された結果なのか。

2つ目、特別職報酬等審議会を半田市や、それから愛知県は開いております。現状もし開いていないならば、なぜ開いていないのか、これも併せて聞かせてください。

それから3つ目です。今回期末手当を上げると、私たちの特別職と議員のやつを。人事院勧告は勤勉手当を上げるということになっているんですよ。何で勤勉手当を上げるのに私たちは勤勉手当はありません、期末手当だけです。上げる必要はないんじゃないですか。会計年度任用職員は上げないそうでありまして、期末手当だけだから。今回の人事院勧告は勤勉手当を上げるということになっております、なぜ上げるんですか。以上。

○議長(石垣菊蔵君)

総務課長。

○総務課長(坂口増和君)

まず1点目でございますけど、今回特別職報酬等審議会を開催したのかというところですけども、今回の改正は特別職の月例給の改正はございませんでしたので、開催はしてありません。

開催していない理由ですけども、同じになってしまいましたが、南知多町の審議会の開催につきましては、これまで国の特別職の報酬の改正状況を踏まえて、特別職の給料の額に関する条例を改正する場合に町長の諮問を受けて開催しておりますので、今回開催はしてありません。

最後ですが、今回は国における内閣総理大臣等の特別職の改定に併せて期末手当を0.05月引き上げております。国に準じて上げておるものでございます。以上です。

○議長(石垣菊蔵君)

ほかに質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番（内田 保君）

はっきりしていなかったんですけど、内閣総理大臣が議員だとか、それから町長の職を人事院勧告は勤勉手当だけ、上げろというふうに言っているんですか。

それから、もう一つは、毎回町長の給料だとか、それから議員の給料だとか、町長の給料も低いし、教育長の給料も低い。そういう問題というのは、愛知県だって毎年やっているんですよ、2回、3回と。だから、それはやっぱり南知多町としてもやるべきだというふうに考えておりますが、なぜやらなかったんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

先ほど総務課長が答弁いたしました、国の内閣云々というところの期末手当を上げておりますので、それに準じて上げたということでございます。

あとは、その審議会のほうでございしますが、現在うちはその月例給、要は給料を変えたときにやるというふうにしておりますので、今回は期末手当の関係でございましてやっておりません。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。この2件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号、議案第61号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

データの70ページを御覧ください。

1の改正の理由であります。

人事院は、令和4年8月8日に民間給与との較差を埋めるため、平均0.3%俸給表の水準を引き上げるなどの給与勧告を行いました。

これにより本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、一般職の職員の給与改定を実施するものであります。

また、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年引上げ後における60歳を超える職員の給与に関する特例等に関し、必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な理由でございます。

(1)給料表の改正で、初任給と若年層に重点を置いて給料月額を平均0.3%引き上げるため、別表第1及び別表第2の給料表をそれぞれ改正するものでございます。

(2)勤勉手当の支給割合の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合について、令和4年12月期は0.1月分引き上げ、再任用職員の勤勉手当の支給割合については、令和4年12月期は0.05月分引き上げるものでございます。

なお、令和5年6月期及び12月期の支給割合についてはそれぞれ均等にすることで、第21条第2項関係の改正でございます。

次のページになります。

(3)定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規定を整備するもので、第7条関係でございます。

(4)60歳を超える職員の給料月額の特例に関する規定を整備するもので、附則関係でございます。

(5)字句の整理をするもので、第15条から別表第2関係でございます。

次に、3の施行期日等でございます。

(1)施行期日は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日か

ら施行し、第1条の規定は令和4年4月1日から適用するものとします。

(2)経過措置の主な内容でございます。

ア、勤務延長に関する経過措置を整備するもので、改正附則第4条関係でございます。

イ、暫定再任用職員に関する経過措置を整備するもので、改正附則第5条関係でございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第62号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。休憩時間は10時40分までといたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔 休憩 10時30分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第13 議案第63号 南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、議案第63号 南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第63号 南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

データの118ページを御覧ください。

1. 改正の理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関し、必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2. 改正の主な内容でございます。

(1)職員の定年の年齢を65歳とするもので、第3条関係でございます。

(2)管理監督職勤務上限年齢制に係る規定を整備するもので、第6条から第11条関係でございます。

(3)定年前再任用短時間勤務制に係る規定を整備するもので、第12条関係でございます。

(4)定年に関する経過措置に係る規定を整備するもので、附則関係でございます。

次に、3の施行期日等でございます。

(1)施行期日は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は公布の日から施行する。

(2)経過措置の主な内容は、ア、勤務延長に関する経過措置を整備するもので、改正附則第2条関係でございます。

イ、定年退職者等の再任用に関する経過措置を整備するもので、改正附則第3条関係でございます。

ウ、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を整備するもので、改正附則第8条関係でございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、5点ほど質問させていただきます。

年金支給開始年齢が65歳になる下で、それまでの生活を支えるのは行政及び使用者の責任であり、65歳まで安心して働き続ける制度と整備が必要です。あわせて、役場内で将来を見通した年齢構成の適正化、若い者がいなくなると、そういうふうになってはいけませんので、そのことも含めて質問いたします。

まず1点目、2年に1度ずつ定年が引き上げられる制度です。2031年に65歳の定年制が成立します。それまでは1年ごとの定年退職者が出ない年齢が生じます。職員の年齢構成のひずみの回避や技術継承、経験の継承のためには、段階的引上げ期間中であっても一定の新規採用の採用が必要です。定年延長と関わり、安定した新規採用を求める条例というふうになっているのかお答えください。

2点目、2031年までにこの制度を利用して、役場の職員の多くは非正規の労働者にするのではないかと、そういう指摘もあります。その心配は条例上大丈夫でしょうか。

3点目、そもそも賃金は職務に応じて支払われるもので、7割に削減するなど大問題です。特に役職定年により、管理監督の職務を離れた職員に管理職相当の賃金を支給する理由はなく、降格前の給与月額を根拠とする調整額の支給はお手盛りと言われても仕方ありません。管理監督者だけを優遇する、そして差別的な条例となっていると考えておりますが、問題はないのでしょうか。

4点目、定年の延長職員と現行の再任用職員、これを暫定再任用と言っております。これの期末・勤勉、そして住居手当、扶養手当の取扱いは条例上はどうなっているのでしょうか。

5点目、定年延長者の勤続年数が増加することに伴い、退職手当についても本来は増額される条例にすべきではないでしょうか。それはそうなっているのでしょうか、この

5点についてお答えください。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

まず1つ目の質問でございますが、定年延長が今後始まってまいります、今後も新規採用職員の年齢構成などを考慮しつつ、新規採用も行っております。

2つ目の質問でございますけれども、国に準じて条例を制定しておりますのでよろしくお願いいたします。

3つ目でございますが、こちらも国に準じて条例案を作成しておりますのでよろしくお願いいたします。

4つ目でございますけれども、定年延長の職員につきましては、期末・勤勉、住居、扶養手当が支給されます。暫定再任用の職員につきましては、期末・勤勉手当が支給されることとなっております。

最後の質問でございますけれども、定年延長に伴い退職手当が増額される条例になっているかというところでございますけれども、勤務年数が増加することに伴い増額される条例となっております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今65歳まで行くと、65歳まで退職手当が積み上がることになってはいますか、60歳で終わりでしょう。条例上は60歳の退職手当の額で、それで支給するんじゃないんですか。65歳まで積み上げるような南知多町は条例をつくっているんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

失礼しました。60歳で一旦退職手当を計算し、あと勤務年数に応じてプラスアルファというのか、そういった設計でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第63号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第64号 南知多町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第14、議案第64号 南知多町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第64号、南知多町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定理由を御説明申し上げます。

データの132ページを御覧ください。

1. 制定の理由であります。地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、職員の定年の引上げ等に関し、必要な事項を定めるため、関係条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2. 改正の主な内容であります。

(1)改正法により、職員の定年が引き上げられたことに伴い関連する条例の条文を整備するもので、その改正内容は、ア、南知多町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の第3条関係であります。

イ、南知多町職員の育児休業等に関する条例の第2条及び第9条関係でございます。

ウ、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の第2条関係でございます。

(2)改正法により、管理監督職勤務上限年齢制が導入されたことに伴い、関連する条

例の条文を整備するもので、その改正の内容は、南知多町職員の降給に関する条例の第2条、第3条及び附則関係でございます。

(3)改正法により、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことに伴い、関連する条例の条文を整備するもので、その改正内容は、ア、南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第2条及び第20条関係でございます。

イ、南知多町職員の育児休業等に関する条例の第16条、第19条及び第20条関係でございます。

ウ、南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第2条、第3条、第4条及び第18条関係でございます。

次のページをお願いします。

エ、南知多町職員の再任用に関する条例は廃止とするものでございます。

オ、南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第3条関係でございます。

次に、3. 施行期日等でございます。

(1)施行期日は令和5年4月1日でございます。

(2)から(5)につきましては、各条例それぞれの経過措置の内容となっております。

提案理由の次のページに各条例の新旧対照表をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今度の定年制の問題で、これだけちょっと説明してください。

定年前再任用短時間勤務の制度が導入されております。南知多町としては、定年前再任用短時間勤務制度は、いわゆる15分を切った制度なのか、それとも本人の様々な時間的な考慮を相談して、そして再任用するのか、そこら辺のどのような条例になっているのでしょうか、教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

定年前再任用短時間勤務制のことをごさいますけれども、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職員に採用することができる制度をごさいます。

任期につきましては、常勤の職員の定年退職日に当たる日まででございまして、その基本的な仕組みは、現行の短時間勤務の再任用制度とほぼ同様でございます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会へ付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第65号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第8号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第15、議案第65号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第65号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの145ページ、紙の補正予算書1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,231万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,119万6,000円とする

ものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

第3条、地方債の補正は、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容は、大きく分けますと、人事異動及び給与改定などに伴います人件費と、当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つとなります。人件費につきましては、補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず歳出の人件費から御説明いたします。

少し飛びまして、データ168ページ、紙では46ページ、47ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書になります。

左のページ、1. 特別職の表の一番下段にあります比較の欄の計を御覧ください。

給与費のうち期末手当につきまして、今年度行いました令和3年度の給与改定による支給月数の引下げに係る調整分と、令和4年度の給与改定による支給月数の引上げに係る増額分との差額、計28万9,000円の減額と、期末手当の減額に伴う共済費の減額分54万4,000円の合計83万3,000円を減額するものであります。

次のページを御覧ください。紙では48ページ、49ページになります。

一般職の給与費及び共済費の補正のうち、左のページ、ア、会計年度任用職員以外の職員の表、比較の欄を御覧ください。

職員数につきましては、職員の年度途中の退職補充として、保育所調理員を年度途中に採用したことなどにより4名の増となっております。

次に、給与費のうち給料は1,262万6,000円の減額であります。これは、給与改定による職員給与の増額と職員の退職を含めました人事異動等による減額によるものであります。

期末手当は396万8,000円の減額で、内訳は下記の表のとおりでございます。

共済費につきましては、293万2,000円の減額となっております。

右のページ、イ、会計年度任用職員の表の比較の欄を御覧ください。

共済費につきましては、434万4,000円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。紙では50ページ、51ページになります。

左のページは、今回の補正の増減額の明細、右のページと次のページ、紙では、52ページは補正後の給料及び職員手当の状況を表したものでございます。御説明は省略をさ

せていただきます。

次に、人件費以外の歳出について御説明させていただきます。

戻りまして、データの153ページを御覧ください。紙では16ページ、17ページになります。

3. 歳出の上段の表になります。

1 款 1 項 1 目 議会費のうち議員給与費は17万4,000円の減額補正であります。これは、議員給与費のうち期末手当につきまして、今年度行いました令和3年度の給与改定による支給月数の引下げによる調整分と、令和4年度の給与改定による支給月数の引上げに係る増額分との差額、計17万4,000円を減額するものであります。

次のページを御覧ください。紙では18ページ、19ページの上段の表になります。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、5 目 財産管理費は480万3,000円の増額補正であります。このうち、右のページ、庁舎等維持管理費は役場大会議室のカーテン等の修繕に要する経費であります。

その下、庁舎等整備事業費は、保健センター2階の栄養指導室兼実習室を廃止し、施設の有効活用を図るため、会議室、事務室に改修する経費でございます。

次に、8 目 企画費は50万円の増額補正であります。これは、町の各事業を外部目線で効果的に情報発信するウェブライターを登用するための経費でございます。

次に、9 目 電算管理費は78万8,000円の増額補正であります。これは、先ほど御説明いたしました保健センター2階の会議室等への改修に関連して、無線LAN環境を構築するための経費であります。

次に、少し飛びまして、データの157ページを御覧ください。紙では24ページ、25ページの表の上段になります。

3 款 民生費、1 項 社会福祉費、5 目 社会福祉医療費のうち、右のページ、子ども医療費は565万1,000円の増額補正であります。これは、子ども医療給付費が当初予算を上回る見込みであることから増額するものであります。

次に、表の下段、7 目 障害者福祉費は2,118万1,000円の増額補正であります。これは、障害者福祉サービス利用人数の増などにより、介護給付費、障害児通所給付費等を増額するものであります。

次のページを御覧ください。

下段の表、2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費のうち、右のページ、児童福祉一般

管理費は567万9,000円の増額補正であります。これは、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費及び令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の精算に伴う国への返還金であります。

次に、2目児童運営費のうち、右のページ、保育所一般管理費は326万9,000円の増額補正であります。このうち12節委託料は、今年度売却予定の旧師崎保育所用地内にある防災行政無線柱の用地を分筆する必要が生じたため、必要経費を増額するものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、給与改定や私立保育園に対する給食費軽減対策支援金が3月まで延長されたことなどにより、民間保育所運営費補助金を増額するものであります。

次のページを御覧ください。

中段の表になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目知多南部衛生組合費は2,886万4,000円の減額補正であります。これは、ごみ焼却施設解体工事の入札による工事費の減額及び繰越金の精算などにより分担金を減額するものであります。

次のページを御覧ください。紙では30ページ、31ページの下段の表になります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は44万9,000円の増額補正であります。これは、農業次世代人材投資資金（経営開始型）受給者のうち、1名の所得税修正申告により交付金が減額となったため、国へ返還するため増額するものであります。

次に、少し飛びまして、データの162ページを御覧ください。紙では34ページ、35ページの上段になります。

7款1項商工費、4目観光振興費は1,066万1,000円の増額補正であります。このうち右のページ、観光資源保全事業費は富士ヶ峰神社避難所トイレ整備工事において、障害者が利用しやすい施設にするため、隣接駐車場の舗装工事を実施する経費を増額するものであります。また、財源につきましても、地方債を増額し、一般財源を減額する財源更正を行っております。

その下、観光施設整備事業費は、内海観光センター解体工事において、アスベスト処分費が追加で必要になったことに伴い、事業費を増額するものであります。

次に、下段の表を御覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費のうち、右のページ、土木一般管理費

は20万円の増額補正であります。これは、令和5年3月に開通予定の県道奥田内福寺南知多線の開通式典に係る経費を美浜町と折半して負担するものであります。

次のページを御覧ください。紙では36ページ、37ページの下段の表になります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち、右のページ、事務局一般管理費は13万7,000円の増額補正であります。これは、中学校統合等の業務のため両島への出張回数が見込みより増加し、職員の普通旅費が不足するため増額するものであります。

次のページを御覧ください。

上段の表になります。

3目教育振興費は168万9,000円の増額補正であります。このうち右のページ、10節需用費と13節使用料及び賃借料は、学校のタブレット端末の持ち帰り学習を行うに当たり、家庭でのWi-Fi環境が整っていない要保護・準要保護家庭等へ貸出しするため、モバイルWi-Fiルータの購入及び使用に係る経費を増額するものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、感染対策等を徹底しながら円滑に学校教育活動を継続するための経費に対して、補助金を交付する学校保健特別対策事業費補助金につきまして、その財源となる国庫補助金の上限額が引き上げたことに伴い追加で実施するため、増額するものであります。

次のページを御覧ください。

上段の表になります。

3項中学校費、1目学校管理費のうち、右のページ、中学校一般管理費は126万5,000円の増額補正であります。これは、篠島中学校内において漏水が発生し、緊急的に止めた状態としております消火栓の配管改修工事を行い、漏水を修復するための経費でございます。

その下、中学校再編事業費は615万7,000円の増額補正であります。このうち7節報償費は、南知多中学校において新しく指定した制服リボンに統一にするため、新2年、3年女子生徒のリボンを購入するための経費であります。

12節委託料のうち新校舎建設基本構想作成委託料は、新校舎建設のために実施中の地盤調査において、追加の調査を実施する必要があるため増額するものであります。

指定用品作成業務委託料は、正かばんのマークを南知多中学校のマークに変更するための経費でございます。

14節工事請負費は、内海中学校の電話回線の増設に伴う光回線へ切り替えるための経

費でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、南知多中学校の部活動のユニホーム購入に係る補助金でございます。

次に、少し飛びまして、データの167ページを御覧ください。紙では44ページ、45ページの中段の表になります。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費は305万1,000円の増額補正であります。これは、9月23日に発生した台風15号による大雨のため被災した篠島地内の道路施設の災害復旧工事を実施するための経費であります。

また、今年度実施した道路橋梁施設に係る災害復旧工事の経費につき、予備費にて対応した分について、地方債を財源とすることとしたため財源更正を行うものであります。

次に、2目河川施設災害復旧費は40万円の財源更正であります。これは、今年度実施した河川施設に係る災害復旧工事の経費について、予備費にて対応しましたが、地方債を財源とすることとしたため財源更正を行うものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次の歳入の御説明を申し上げます。

戻りまして、データの151ページを御覧ください。紙では12、13ページになります。

2. 歳入であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,059万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました障害者福祉費の介護給付費などに対する国の負担分であります。

次に、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は70万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました学校保健特別対策事業費補助金に対する補助金でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は529万4,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました障害者福祉費の介護給付費などに対する県の負担分でございます。

次に、2項県補助金、1目民生費県補助金は12万8,000円の増額補正であります。これは、私立保育園に対する給食費軽減対策支援金でございます。

次に、17款1項寄附金、1目一般寄附金は50万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました町の各事業を情報発信するウェブライターの登用事業に対して、企業版ふるさと納税による寄附の申出があったため、増額するものであります。

次のページを御覧ください。紙では14ページ、15ページになります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は2,649万8,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整でございます。

次に、20款諸収入、4項3目雑入は59万9,000円の増額補正であります。このうち4節農林水産業費雑入は、歳出で御説明しました青年就農給付金（経営開始型）等返還金でございます。

次の6節土木費雑入は、歳出で御説明しました県道奥田内福寺南知多線の開通式典に係る費用に対する知多建設協議会からの補助金でございます。

次に、21款1項町債、3目商工債は350万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました富士ヶ峰神社避難所トイレ整備工事の増額に伴い、起債限度額を変更するものであります。

次に、6目教育債は240万円の増額補正であります。これは、内海中学校整備工事費の増額に伴う起債限度額の増額と、歳出で御説明いたしました篠島中学校消火栓配管改修工事に伴い、地方債を追加するものでございます。

次に、10目災害復旧債は、歳出で御説明しました災害復旧工事の追加及び財源更正に係る起債限度額の増額でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

戻りまして、データの147ページ、右の表を御覧ください。紙では5ページでございます。

第2表、債務負担行為の表でございます。

一番上、師崎港観光センター周辺整備運営事業は、令和5年度から令和27年度までの期間において、特別目的会社SPCに委託予定の整備運営に係る事業費で、事業費29億8,900万円に、金利変動、物価変動、制度の変更等に伴う増減を加算または減算した額を債務負担行為として設定するものでございます。

次の南知多中学校通学用バス借上げ及び運行業務委託事業と、その下の南知多中学校通学用バス運転業務委託事業は、いずれも令和5年4月開校の南知多中学校生徒の登下校用バス運行に係る経費で、バスや運転手を確保する必要があり、本年度中に契約までできるよう債務負担行為として設定するものであります。

次のページを御覧ください。

第3表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債の追加及び変更でございます。

一般会計の地方債残高は、少し飛びまして、データの173ページを御覧ください。紙では56ページになります。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下段の右側になりますが、令和4年度末現在高見込額は71億658万3,000円でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

失礼します。先ほど私の提案理由の説明の中に間違いがございましたので、訂正しておわび申し上げます。

内容につきましては、人件費の中の説明でございますが、給与費のうち給料は1,262万6,000円の減額でございますと、これは給与改定による職員給与の増額と職員の退職を含めました人事異動等による減額によるものであります。本来そこで職員手当は396万8,000円の減額でというところを、私は「期末手当」というふうに申し上げましたので、そこを「職員手当」というふうに訂正させていただきます。

データは168ページ、給与費明細のところでございます。

○議長（石垣菊蔵君）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、補正予算について質問いたします。

1点目、債務負担行為の師崎港観光センター周辺整備運営事業計画ですが、約30億かけて整備すると。先日もちょっと説明があったんですが、まだはっきりしていないので再度説明していただきたいんですが、BTOはよしとされていると、このBTOをやはり経済面でよしとしているのか、それともいわゆるその運営状況で非常に優れたものになるだろうということでもよしとしているのか、そこら辺の決定的なそのBTOを採用し

た理由を再度明確にしてください。

2点目、これに関連して、昨日12月5日に周辺業務の第1回審査委員会が開かれております。いわゆるここでは落札決定基準を決めると、このようなことも書かれておりました。落札決定基準がどのような形で今回の入札には関わって、どういう基準になるのか、もし示すことができるならば示してください。

それから3点目、162ページですね、県道奥田内福寺南知多線の開通で支援業務委託料が20万円、南知多町、美浜町と一緒に出していると、こういうようなことでございますが、令和5年3月に開通する予定だと、その説明がちょっとありました。それで、この約40万円を何に使っていくのかと、それももし分かったら教えてください。

4点目、152ページの歳入で知多建設協議会の補助金が15万円、歳入に入ってきているんですね。これはどういう理由でこの知多建設協議会から15万円入るのか、毎年入っているのかどうか、これもお聞かせください。

5点目、162ページの富士ヶ峰神社避難所トイレ整備が172万円使っております。これはどのようなトイレを、私も利用したことがありますけど、非常に少し古いなあと思ったトイレでございましたけど、どんなようなトイレになることを予定しているのか、それだけ詳しく教えてください。お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員に申し上げます。最後のトイレの仕様につきましては、当初予算に載っておりますので、その回答は必要ありません。

答弁をお願いします。

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

師崎港観光センター周辺整備事業にBTOが適している理由につきましては、民間事業者ヒアリングを行いました結果、特に運営面から安定的に事業を実施できるBTO、サービス購入型の方式での参入を希望する事業者が多かったため適していると判断させていただいております。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

議員御質問にございました落札決定基準というところでございますけれども、昨日実

際審議会を開かせていただきまして、原案を提示したところでございますので、まだ調整できておりませんので、今後いろんなことが決定次第、議会に報告していきたいと思っております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

内田議員からの御質問、県道奥田内福寺南知多線支援業務につきましてですが、こちらを何の費用に使うのかということございまして、こちらは開通する道路を会場として実施する開通式典におきまして使用いたしますトラスアーチ、あるいは看板、テープカット、くす玉、音響設備などの設営に係る支援業務、こういったものを委託する予定でございます。

続きまして、知多建設協議会からなぜ15万円の補助金が入るのかといった御質問ですが、知多建設協議会でございますが、こちらの組織は知多の5市5町が結成する知多地域の必要なインフラを、こういった整備促進するための組織でございます。この組織におきまして、愛知県が実施します広域的な道路の本土のみならず美浜町をはじめとしまして知多地域全体の発展につながるような、道路の完成に対しまして、組織から補助をいただけるという規約となっておりますので、今回この補助金をいただいておりますのでございます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長に申し上げます。毎年もらえるのかという質問がありますので、それも答弁をお願いします。

○建設課長（山本 剛君）

この開通業務に係る補助金でございますので、毎年ではございません。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第66号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第16、議案第66号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第66号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの147ページ、紙では補正予算書は1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,549万4,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明させていただきますので、少し飛びまして、データ177ページ、紙では6ページ、7ページを御覧ください。

下段の表、3. 歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は107万8,000円の増額補正でございます。これは、今年の9月に令和3年度消費税及び地方消費税の確定申告を行い納付しましたが、当初の見込みより多く納税したことに伴い、年度末に納付する令和4年度消費税中間納税額に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

同じページの上段の表、2. 歳入でございます。

3款1項1目繰越金は107万8,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました地方税及び地方消費税の財源として増額するものであります。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第66号の件については、総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第67号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第17、議案第67号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第67号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの178ページを御覧ください。紙では1ページになります。

収益的収入及び支出を、第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款水道事業費用を131万5,000円減額し、その総額を6億9,527万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億694万7,000円」を「2億850万円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額770万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億円、当年度分損益勘定留保資金7,924万6,000円及び建設改良積立金2,000万円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額770万円、過年度分損益勘定留保資金5,849万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,230万1,000円及び建設改良積立金

2,000万円」に改めるものであります。

また、支出として、第1款資本的支出を155万3,000円追加し、その総額を2億7,090万8,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用できない経費の第4条は、予算第5条に定めた職員給与費を52万8,000円追加し、その総額を5,597万6,000円とするものであります。今回の補正は、人事異動に伴い増額補正するものであります。

次に、データの181ページ、紙では6ページになります。こちらを御覧ください。

補正予算給与費明細書でございます。

1. 総括の下段、比較の合計を御覧ください。

給与費35万5,000円、法定福利費17万3,000円、合計52万8,000円の追加をするものでございます。

次に、データの181ページの右側から182ページ、紙では7ページから9ページになります。

今回の補正に伴う給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況を表したものとなっております。説明は省略させていただきます。

次に、データの186ページを御覧ください。紙では16ページ、17ページになります。

こちら、補正予算事項別明細書でございます。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費は45万6,000円の増額、同項第3目総係費は148万1,000円の減額及び第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税は29万円の減額補正するものでございます。

次に、データの187ページを御覧ください。紙では18、19ページになります。

こちらは、資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良費は155万3,000円を増額補正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1つ整合性の問題で教えてください。

182ページの表ですね、級別職員数表、それから(4)の昇給表のこのそごです。

級別昇給表では8人、4月1日も12月1日も比較して給与別人数は6級を2人として変わっておりません。しかし、(4)の昇給表では、補正前も補正後もどちらも職員数8人、これも変わっておらんのですが、補正前の6級2人が補正後1人になっております。この級別職員数表とそれから昇給表で、これは6級の扱いがちょっと違うんじゃないかと思ひまして、なぜこんなふうになっているのかと、それについて教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

ただいまの内田議員の御質問に対して答弁のほうをさせていただきます。

級別職員数のところについては、区分が令和4年12月1日現在と、その下のおり令和4年4月1日現在の職員の級別の職員数が載っておるものでございます。(4)のその昇給に係る区分については、区分のところは補正後、補正前というところでありまして、今回その捉えている基準自体が違うというところで数字が異なっている状況でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

害防止及び救済を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第18、請願第5号 「日本政府に、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第5号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆様、どうも御苦労さまでした。

〔 散会 11時39分 〕